

令和元年第4回中泊町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (12月5日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
出席説明員	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
日程第4 報告第21号ないし日程第21 議案第70号	4
・報告第21号 専決処分した事項の報告 (青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について)	
・議案第54号 中泊町森林環境譲与税基金条例の制定について	
・議案第55号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
・議案第56号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
・議案第57号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について	
・議案第58号 中泊町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について	
・議案第59号 中泊町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について	
・議案第60号 中泊町特定教育・保育施設利用者負担金徴収条例の一部改正について	
・議案第61号 中泊町折腰内オートキャンプ場条例の一部改正について	

・議案第62号 中泊町水道事業給水条例の一部改正について	
・議案第63号 令和元年度中泊町一般会計補正予算第5号について	
・議案第64号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号について	
・議案第65号 令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号について	
・議案第66号 令和元年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について	
・議案第67号 令和元年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号について	
・議案第68号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件	
・議案第69号 字の区域の変更について	
・議案第70号 字の区域の変更について	
散会の宣告	8

第 2 号 (12月9日)

議事日程	9
出席議員	9
欠席議員	9
出席説明員	9
職務のため出席した事務局職員	10
開議の宣告	11
日程第1 一般質問	11
2番 今 博子議員	11
1番 田中 洋議員	14
5番 塚本悦子議員	18
8番 川山光則議員	26
散会の宣告	32

第 3 号 (12月10日)

議事日程	35
------	----

出席議員	3 6
欠席議員	3 6
出席説明員	3 6
職務のため出席した事務局職員	3 7
開議の宣告	3 8
日程第 1 議案第 5 4 号	3 8
・議案第 5 4 号 中泊町森林環境譲与税基金条例の制定について	
日程第 2 議案第 5 5 号ないし日程第 4 議案第 5 7 号	4 0
・議案第 5 5 号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
・議案第 5 6 号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
・議案第 5 7 号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について	
日程第 5 議案第 5 8 号	4 3
・議案第 5 8 号 中泊町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について	
日程第 6 議案第 5 9 号	4 4
・議案第 5 9 号 中泊町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について	
日程第 7 議案第 6 0 号	4 5
・議案第 6 0 号 中泊町特定教育・保育施設利用者負担金徴収条例の一部改正について	
日程第 8 議案第 6 1 号	4 6
・議案第 6 1 号 中泊町折腰内オートキャンプ場条例の一部改正について	
日程第 9 議案第 6 2 号	4 9
・議案第 6 2 号 中泊町水道事業給水条例の一部改正について	
日程第 1 0 議案第 6 3 号	5 1
・議案第 6 3 号 令和元年度中泊町一般会計補正予算第 5 号について	
日程第 1 1 議案第 6 4 号	5 9
・議案第 6 4 号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について	

日程第12	議案第65号	61
	・議案第65号 令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号について	
日程第13	議案第66号	62
	・議案第66号 令和元年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について	
日程第14	議案第67号	64
	・議案第67号 令和元年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号について	
日程第15	議案第68号	65
	・議案第68号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件	
日程第16	議案第69号及び日程第17 議案第70号	66
	・議案第69号 字の区域の変更について	
	・議案第70号 字の区域の変更について	
日程の追加		68
町長追加提案理由の説明		68
追加日程第1	議案第71号	69
	・議案第71号 西北五広域福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び西北五広域福祉事務組合規約の変更について	
日程第18	発議第6号	70
	・発議第6号 中泊町議会事務局設置条例の一部改正について	
日程第19	陳情第9号	71
	・陳情第9号 日米地位協定の抜本改正を求める陳情	
日程第20	次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について	71
閉会の宣告		71
署名		73

第4回中泊町議会定例会

令和元年12月5日（木曜日）

○議事日程 第1号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第21号 専決処分した事項の報告
(青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について)
- 5 議案第54号 中泊町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 6 議案第55号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 7 議案第56号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 8 議案第57号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 9 議案第58号 中泊町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 10 議案第59号 中泊町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 11 議案第60号 中泊町特定教育・保育施設利用者負担金徴収条例の一部改正について
- 12 議案第61号 中泊町折腰内オートキャンプ場条例の一部改正について
- 13 議案第62号 中泊町水道事業給水条例の一部改正について
- 14 議案第63号 令和元年度中泊町一般会計補正予算第5号について
- 15 議案第64号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号について

- 1 6 議案第 6 5 号 令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算
第 2 号について
- 1 7 議案第 6 6 号 令和元年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予
算第 1 号について
- 1 8 議案第 6 7 号 令和元年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 1
号について
- 1 9 議案第 6 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める
の件
- 2 0 議案第 6 9 号 字の区域の変更について
- 2 1 議案第 7 0 号 字の区域の変更について

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 田 中 洋 君 | 2 番 今 博 子 君 |
| 3 番 成 田 直 人 君 | 4 番 秋 元 隆 君 |
| 5 番 塚 本 悦 子 君 | 6 番 荒 関 富 雄 君 |
| 7 番 秋 田 博 君 | 8 番 川 山 光 則 君 |
| 9 番 青 山 雅 晴 君 | 1 0 番 沖 崎 勲 君 |
| 1 1 番 野 上 憲 幸 君 | 1 2 番 野 上 祐 一 君 |
| 1 3 番 長 利 司 君 | |

○欠席議員（なし）

○出席説明員

- | | |
|--------|-----------|
| 町 長 | 濱 舘 豊 光 君 |
| 副 町 長 | 横 野 彰 吾 君 |
| 教 育 長 | 米 塚 鈴 子 君 |
| 代表監査委員 | 葛 西 昭 文 君 |
| 総務課長 | 成 田 勝 輝 君 |
| 財政課長 | 毛 内 康 裕 君 |
| 総合戦略課長 | 葛 西 成 芳 君 |
| 税務課長 | 太 田 光 平 君 |
| 町民課長 | 山 中 哲 哉 君 |
| 福祉課長 | 木 元 剛 君 |

環境整備課長	古川幹人君
農政課長	竹谷覚君
水産商工観光課長	越野進一君
小泊支所長	加藤孝典君
総務学務課長	藤田康久君
社会教育課長	谷伊久弥君
会計課長	下山貴子君
上下水道課長	阿部明君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	加藤成子君
総務情報係	木村将師君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（長利 司君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、令和元年第4回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（長利 司君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長利 司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により12番、野上祐一議員及び1番、田中洋議員を指名します。

◎会期の決定について

- 議長（長利 司君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から12月10日までの6日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は本日から12月10日までの6日間に決定しました。

◎日程第4 報告第21号ないし日程第21 議案第70号

- 議長（長利 司君） 日程第4、報告第21号 専決処分した事項の報告から日程第21、議案第70号 字の区域の変更についてまでを一括上程します。
町長に提案理由の説明を求めます。
濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

- 町長（濱館豊光君） おはようございます。本日、令和元年第4回中泊町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私

ご多用中の折にもかかわりませずご出席を賜り、ここに開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

今定例会に提出をさせていただきました議案等は、条例制定や補正予算など合計18件であります。その概要を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

報告第21号は、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてであります。

組合を組織する団体の減少に伴いまして、規約の改正について専決処分をさせていただきましたので、これを報告するものであります。

議案第54号は、中泊町森林環境譲与税基金条例の制定についてであります。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、当該森林環境譲与税を適正に管理するため、条例を制定するものであります。

議案第55号は中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第56号は中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第57号は中泊町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

議員、特別職及び町職員の期末手当の支給割合等を改めるため、条例を改正するものであります。

議案第58号は、中泊町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正についてであります。

子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の全部を改正するものであります。

議案第59号は、中泊町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正についてであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の全部を改正するものであります。

議案第60号は、中泊町特定教育・保育施設利用者負担金徴収条例の一部改正についてであります。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条文の整備を要するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第61号は、中泊町折腰内オートキャンプ場条例の一部改正についてであります。

折腰内オートキャンプ場の利用者の拡大を図ることを目的として、オートキャンプ場特別利用券の発行を可能とする条文を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第62号は、中泊町水道事業給水条例の一部改正についてであります。

水道法の改正により、指定給水装置工事事業者の指定について更新制が導入されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

議案第63号は、令和元年度中泊町一般会計補正予算第5号についてであります。

補正額は歳入歳出とも2,319万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億1,182万4,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費としてふるさと納税返礼品としての報償費、民生費として子ども子育て支援事業費、農林水産業費として環境保全型農業直接支払交付金、森林環境譲与税基金積立金、漂着船撤去処理委託料、土木費として公営住宅修繕料、教育費として教育情報セキュリティーネットワーク構築委託料、小泊ふれあい運動場解体工事設計など、それぞれ所要額を計上いたしております。

また、給与改定に伴い、議会費から教育費までの人件費について、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金を計上したほか、財源調整に充てるため財政調整基金繰入金を計上いたしております。

なお、債務負担行為補正については、契約内容の変更と事業費の確定に伴い限度額を変更いたしております。

議案第64号は、令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてであります。

事業勘定の補正額は歳入歳出とも8万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億9,608万7,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費、職員人件費の追加であります。

歳入につきましては、歳出との関連において一般会計繰入金を計上いたしております。

診療施設勘定の補正額は、歳入歳出とも11万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,844万4,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費、職員人件費の追加であります。

歳入につきましては、歳出との関連において診療収入及び地方債を調整の上計上いたしております。

議案第65号は、令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてであります。

補正額は歳入歳出とも1,175万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億1,932万5,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費に地域介護福祉空間整備事業補助金475万2,000円を計上するなど、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において国庫支出金等を計上いたしております。

議案第66号は、令和元年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてであります。

補正額は歳入歳出とも345万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億6,720万円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、後期高齢者医療連合納付金の追加であります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料及び前年度繰越金を計上いたしております。

議案第67号は、令和元年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてであります。

収益的支出は、既決予定額に314万8,000円追加し、総額3億2,163万4,000円とするものであります。

収益的収入は、既決予定額に277万8,000円を追加し、総額3億6,265万1,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、12月の人事異動及び給与改定に伴う職員人件費を追加計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において一般会計補助金を計上いたしております。

議案第68号は、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件についてであります。

現委員、佐々木守善氏の任期が令和2年3月31日で満了となるため、後任委員を推薦するものであります。

議案第69号は、字の区域の変更についてであります。

県が神山沢に砂防整備事業を実施するに当たり、国有林野を砂防施設用地の目的に供するため取得したことに伴い、字の区域の変更を要するため提案するものであります。

議案第70号は、字の区域の変更についてであります。

県が鮫貝沢に砂防整備事業を実施するに当たり、国有林野を砂防施設用地の目的に供するため取得したことに伴い、字の区域の変更を要するため提案するものであります。

以上で本議会定例会に提案をいたしました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時12分

第4回中泊町議会定例会

令和元年12月9日(月曜日)

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	田中	洋	君	2番	今博	子	君
3番	成田	直人	君	4番	秋元	隆	君
5番	塚本	悦子	君	6番	荒関	富雄	君
7番	秋田	博	君	8番	川山	光則	君
9番	青山	雅晴	君	10番	沖崎	勲	君
11番	野上	憲幸	君	12番	野上	祐一	君
13番	長利	司	君				

○欠席議員(なし)

○出席説明員

町長	濱舘	豊光	君
副町長	横野	彰吾	君
教育長	米塚	鈴子	君
代表監査委員	葛西	昭文	君
総務課長	成田	勝輝	君
財政課長	毛内	康裕	君
総合戦略課長	葛西	成芳	君
税務課長	太田	光平	君
町民課長	山中	哲哉	君
福祉課長	木元	剛	君
環境整備課長	古川	幹人	君
農政課長	竹谷	覚	君

水産商工観光
課長
小泊支所長
総務学務課長
社会教育課長
会計課長
上下水道課長

越野進一君
加藤孝典君
藤田康久君
谷伊久弥君
下山貴子君
阿部明君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長
総務情報課係

加藤成子君
木村将師君

◎開議の宣告

○議長（長利 司君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（長利 司君） 日程第1、一般質問を行います。

2番、今議員の質問を許可します。

今議員。

（2番 今 博子君登壇）

○2番（今 博子君） 2番、今博子です。ただいま議長より許可をいただきましたので、質問させていただきます。

健康ということを考えると、どうにもできない病気も数多くあります。しかしながら、気をつけて日常の生活習慣を見直すなどの知識を得ることにより、生涯にわたって健康で充実した生活を送ることにつながるものと考えられます。そのため、町の保健事業が健康増進のため重要な立場に置かれていると思っています。このことを踏まえ、町の保健事業について質問させていただきます。

1点目として、今年度ががん検診を無料とする措置がとられたが、これにより町の健診状況は変わっているものなのか。年度途中ではあるが、特定健診及びがん検診の受診状況をお伺いしたいと思います。

2点目として、生活習慣病や糖尿病などにおける重病化予防対策、特定健診における特定保健指導の利用状況及びこれらに対する取り組み体制をお伺いしたいと思います。

3点目として、これから70歳や80歳になっても働き続ける人生100年時代が訪れようとしています。これらの高齢化の状態においては、医療費の抑制という点からも予防ということが大切であり、地域全体で支え合っていく必要があると考えています。中泊町では、今後これらの状況を踏まえ、健康増進のためどのように取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（長利 司君） 今議員の質問に対する答弁を求めます。

山中町民課長。

(町民課長 山中哲哉君登壇)

○町民課長(山中哲哉君) おはようございます。今議員ご質問の保健事業についてお答えいたします。

まず1点目、今年度の特定健診、がん検診の受診状況であります。特定健診については9月末時点で13回の集団健診の実施及び13カ所の委託医療機関で実施され、対象者2,927人のうち受診者数は925人で、率にして31.6%、対前年同時期と比べて1.0ポイントの増となっております。

また、今年度より無償化を実施しているがん検診については、9月末時点で比較すると、肺がん検診は1.3ポイント増の19.0%、胃がん検診は0.9ポイント増の13.5%、大腸がん検診は1.8ポイント増の19.9%、子宮がん検診は2.5ポイント増の7.9%、乳がん検診は2.3ポイント増の10.3%、前立腺がん検診は2.4ポイント増の17.5%であり、特定健診、がん検診ともに受診率が前年度を上回る結果となっております。受診率が向上することは医療費の抑制につながることから、今後も受診者数が増加するよう周知に努めてまいります。

2点目の生活習慣病や糖尿病等における重病化予防対策、特定健診における特定保健指導の利用状況及びこれらに対する取り組み体制であります。重病化予防対策につきましては、健診データ、レセプトデータを活用した受診者への対応に加え、医療機関を受診していない方には受診勧奨を行い、かかりつけ医と連携した保健指導を行っております。

次に、特定健診における特定保健指導の利用状況であります。この制度につきましては議員ご承知のとおり、特定健診の健診結果から本人みずからの健康状態を正しく理解し、生活改善が行われることを目的にしたものであり、平成20年4月より実施しております。平成30年度は5月から11月までの期間中に13回の集団健診を、また個別健診として13医療機関で実施し、954の方が受診されました。健診結果に基づき特定保健指導の対象となられた方は96人で、町保健師による健診結果相談会の開催や個別面接、訪問などの保健指導及び栄養士による食生活の改善等の支援を行っており、

利用者数は86人おりましたが、利用者の諸事情により最終的に支援プログラムを終了した方は68人で、70.8%となっております。

3点目の人生100年時代を迎えるに当たって健康増進のための取り組みについてお答えいたします。本町においては、平成29年3月に策定した中泊町健康増進計画、健康なかどまり21に基づき、健康増進事業を展開しております。議員ご質問の人生100年時代を迎えるに当たり重要視されるのは、健康上の問題に制限されることなく日常生活を過ごす期間を示す健康寿命ではないかと考えております。今後は、計画に基づき実施している事業は継承し、特に高齢者の方々が要支援、要介護にならないためのフレイル予防の事業展開を実施するとともに、健康診査結果における保健指導、食生活改善推進員と連携した食生活改善事業など、ハイリスクアプローチにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（長利 司君） 再質問はありませんか。

今議員。

○2番（今 博子君） 地域の保健活動の必要性、そして大切さを身近に感じてもらえるよう、これからも取り組みを強化してほしいと思います。

あと健康増進のため、全国的に行われている高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活を送れるよう支援することを目指して開発されたいいきいき百歳体操がありますが、中泊町でもうわさには聞いていますが、高齢者が多く、地域活動の衰退が叫ばれる中、町の百歳体操の現状はどのようになっているものかお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（長利 司君） 木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） おはようございます。今議員のいきいき百歳体操に関する再質問にお答えいたします。

人生100年時代を迎えようとする中で、お年寄りが地域で元気に生き生きと暮らせる社会の実現が非常に重要であり、近年重点を置かれているのが予防であります。

介護保険事業では、平成27年度から始まった総合事業の中で、各種団体や地域住民が主体となって取り組む要支援者や日常生活に支障のない方が行う介護予防活動などについて、市町村の状況に応じた多様な取り組みが可能となっており、議員ご質問のいきいき百歳体操は、

この総合事業の枠組みの中で行われております。この百歳体操は、介護予防の運動を行うとともに、ご近所同士で交流する通いの場となっております。深郷田地区の活動を皮切りに年々開催する地区がふえてきております。現在10地区において開催され、計242名の会員が週1回、いきいき百歳体操やかみかみ百歳体操など、体や口の体操を行うとともに、こども園との交流会や図書館出前おはなし会、食事会など、各地区ごとに独自の活動をしているところであります。

この活動に地区住民が積極的に参加していただいたことにより、町における平成30年度の通いの場参加者は1週当たり226名となっております。65歳以上の人口に占める通いの場参加者の割合は、うれしいことに県内で1位となっております。今後も高齢者の方々が元気に地域の中で生き生きと暮らしていけるよう、そしてこういった住民主体の活発な活動をさらに活性化できるよう支援を継続してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 再々質問ありませんか。

（「ありません。終わります」の声あり）

○議長（長利 司君） これをもちまして今議員の質問を終了します。

1番、田中議員の質問を許可します。

田中議員。

（1番 田中 洋君登壇）

○1番（田中 洋君） 1番、田中です。議長のお許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問させていただきます。

防犯カメラ設置に関する質問をさせていただきます。ここ最近、テレビや新聞を見ていると、子供たちが被害者になる事件をよく目にします。そういったニュースを見るたびに心が痛みます。このような事件は、人口が多い首都圏に限らず、我々が暮らす地方でもいつ起こるかわかりません。現に中泊町では、子供たちに対する声かけ等の犯罪に発展しかねない前兆行為が平成30年から令和元年10月末までに既に61件報告されています。これからの明るい未来を夢に見る子供たちが犯罪被害者になることは決してあってはならないのです。そのためには、町が主体となり、しっかりと犯罪を予防していくことが急務だと思われまます。以上の点を踏まえて、質問させていただきます。

こども園、小学校、中学校付近への防犯カメラ設置を検討していた

だけませんか。

ご答弁よろしく願います。

○議長（長利 司君） 田中議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 田中議員ご質問の防犯カメラの設置についてお答えをさせていただきます。

今、議員のほうからもお話があったとおり、近年は全国各地で小学校の登下校を狙った凶悪犯罪が続発しております。その事件を見ますと、多くは通学路、公園等の公共の空間で発生している事例が多いように見受けられます。先月12日には、八戸市の路上で下校途中の小学生の女子児童が男子中学生に刃物で首を切られるという事件が発生いたしております。当該事件がスピード逮捕となったわけですが、この背景には、皆さんも報道でご存じのとおり、防犯カメラの映像が決め手になったというふうに報道されておりました。町内でも、先ほど議員のほうからもお話あったとおり、子供を対象とした凶悪事件の発生はまだ幸いなことに起こっておらないわけですが、その前兆ともいえる不審者による声かけ事案というのが、先ほど2年間で61件ということで、五所川原警察署の調べのほうでは若干年々ふえている。28年度は7件、29年度は16件、平成30年度は31件、ことし30件というふうなことで、増加傾向にあるわけがあります。

青森県では、平成30年の11月に防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインというものを作成しておりまして、対象となる防犯カメラは3つの要件を全て満たすカメラを防犯カメラというふうに呼ぶということにしております。その3つの要件でございますが、まず1つ目が犯罪の防止を目的に設置されているカメラであります。2つ目が不特定多数が利用する施設や場所に継続的に設置されているカメラ、3つ目の要件が画像を記録媒体に保存する機能を備えたカメラというふうに、この3つの条件をもって防犯カメラと呼ぶというふうな位置づけになっているようであります。現在町内にその要件を満たしている屋外の防犯カメラというのは、公共施設では役場に3基、パルナスに1基、その他にコンビニエンスストア、スーパー、郵便局など、

把握したところでは町内に合わせて14基設置されているようですが、必ずしも子供たちの安全確保を目的に設置したものではないようであります。

公共施設への防犯カメラの設置目的につきましては、あくまでも施設管理上の監視という観点から設置している例がほとんどでありまして、駐車場等を含めた施設敷地への不審者の侵入状況等を確認するためのものとなっているようであります。

昨年9月には、教育委員会、学校、五所川原警察署と合同で管内全ての子供たちの通学路や公園などを網羅的に調査をしているようであります。その中で特に危険箇所として、わんぱく広場、元、堤があったところでありましたが、わんぱく広場への防犯カメラ設置を先日も五所川原の署長さんが私のところにお見えになりまして、つけたほうがいいと要望されているところであります。

防犯カメラは、犯罪を未然に防ぐ観点からも、最も効果のある対策の一つであり、また不幸にして犯罪が発生してしまった場合にも、後の捜査に大変有効なものであるというのは先ほど申し述べたとおりであります。防犯カメラの効用は論をまたないところであり、犯罪の起きにくい地域環境づくりを進めるために欠くことができない重要なツールではないかというふうに考えております。

一方、防犯カメラの設置につきましては、不特定多数の人が撮影されることから、プライバシー保護、撮影された画像の取り扱い、また設置後のカメラのメンテナンスや、細かい話ですが、電気料金等の維持管理費など、クリアしなければならない課題もあるわけでございます。このことから、我が町といたしましては、安心して安全なまちづくりを総合的にかつ円滑に推進するために、五所川原警察署や関係機関と十分連携し、通学路を中心に公園や商店街など、暗いところや危ないところなど、事件、事故が起きやすい場所をしっかりと調査した上で防犯カメラの設置を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 再質問はありませんか。

田中議員。

○1番（田中 洋君） 計画性を持って、前向きに検討していただけるということで承知をいたしました。

再質問を2点ほどさせていただきます。1点目は、平成30年から令和元年の10月末までに中泊町における車上荒らし被害も11件報告されています。このような犯罪を防ぐ目的として、町内会や商店街などに防犯カメラを設置する場合に補助金を交付している事例もありますが、町では補助金を交付して設置を支援する考えはあるのでしょうか。

2点目は、昨年9月に教育委員会、学校、五所川原警察署と合同で管内全ての通学路を調査して、わんぱく広場への防犯カメラ設置を要望されているとのことでした。あくまでも私の個人的な意見なのですが、通学路として危険な箇所はまだあるように感じます。わんぱく広場が選定された基準があれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（長利 司君） 総務課長。

○総務課長（成田勝輝君） 田中議員の町で補助金を交付して防犯カメラの設置を支援する考えはないのかというご質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもあったとおり、防犯カメラの設置につきましては不特定多数の人が撮影されることから、プライバシーの保護、撮影された画像の取り扱い、それから設置後のメンテナンスなど、さまざま協議していかなければならない課題が多くございます。

議員お話しのとおり、自治体が町内会や商店街に補助金を交付しているというふうな事例は私のほうでも承知してございます。これらの情報を収集して、町としてどのような支援ができるのか検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（長利 司君） 総務学務課長。

○総務学務課長（藤田康久君） 私からは、田中議員お尋ねのわんぱく広場の件についてお答えします。

昨年9月の下旬に合同で2日にわたって町内の点検をしたものでございます。その結果、わんぱく広場については通学路であるとともに、遊具があることから、児童生徒が集まりやすいと、それから連れ込みやすいトイレがある、さらには通りがかりの死角があると。犯罪を起こしやすい場所、さらには危険箇所という、そのような観点から防犯カメラを要望したものでございますので、何とぞご理解のほどお願い

いたします。

○議長（長利 司君） 再々質問ありませんか。

（「ありません。終わります」の声あり）

○議長（長利 司君） これをもちまして田中議員の質問を終了します。

5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） 議席5番、塚本悦子でございます。通告に従い、2点について質問させていただきます。

まず1点目は、宮越家のステンドグラスなどの保存、整備についてであります。先般専門家らによる宮越家の保存活用フォーラムで、来年の秋には期間を限定して公開することを検討しました。ステンドグラス史研究家の田辺千代さんは、小川三知の日記から宮越家に作品があることを突きとめた発見者であります。いまだに修復の手が入ってなく、100年無傷で残っている作品はほかにはない最高の傑作で、町民は誇りに思っていたきたいと言っていました。

私は、これまで国会議事堂のステンドグラスを何気なく見ていたのですが、田辺千代さんのお話を聞いた後に見ることができ、今までとは全く違う思いで拝見いたしました。

また、鳩山会館のステンドグラスも拝見いたしましたが、これまた手が加えられているとのことで、やはり宮越家がどんなに素晴らしいかが納得いたしました。また、町の依頼で弘前文化財保存技術協会理事長らで、ステンドグラス作品に加え、これまでの調査で、母屋の庭が明治初期の大石武学流庭園の可能性が高い。また、離れの庭が枯山水、池泉式という異なった様式をあわせ持つ大正期の珍しい庭園であると報告され、びっくりし、感動いたしました。今後、この建物や庭園の整備が必要と思われれます。

こういう文化財が町にあることを大々的に町民のみならず全国に発信しなければならないと思います。先立つものは、財源であります。町の宝物が日本の宝物になるよう、今後具体的にどのように取り組むのか、お考えをお聞かせ願います。

2点目は、中里駅ナカの活性化についてであります。1として、平成21年に津軽鉄道との話し合いを持って、金多豆蔵応援隊は地域の

活性化を目的として、ボランティアの志を持った人たちで結成されました。その後24年には駅ナカにぎわい空間が開設され、その間毎日のように町民たちにコミュニケーションの場所を提供し、また憩いの空間を盛り上げてきました。

ただ、この方たちも高齢に伴い、来春3月で解散とのことでありませす。町民にとって、非常に残念であります。駅ナカではイベントもありますが、これは一時的には盛り上がりますが、持続的には町民の満足度にはつながりませせん。これからの駅ナカの活性化について、どのように考えているのかお聞かせ願ひませす。

また、2として、6月4日、町と明の星短大が連携協定を結び、学びの拠点としてサテライトキャンパスが完成しました。それによると、同短大の英語出前講座や町民も学べる生涯学習の場を提供したいと願ひませす。その後の展開状況はどのようになっているか。また、今後どのような方向に持っていくのかをお知らせ願ひませす。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めませす。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 私のほうからは、塚本議員ご質問の宮越家のステンドグラス、お庭等の保存に対する考え方と、駅ナカの部分についてお答弁を差し上げたいと思ひませす。明の星のサテライトキャンパスについては、担当のほうからご説明をさせていただきます。

まず、宮越家ステンドグラスについてでございますが、私自身この宮越家のステンドグラスと出会いましたのは、選挙で町長にならせていただいた年の8月の6日であります。それ以前には、あるということはお聞きをしておひませす、見たいという方からいろいろ要望を受けて、何とか自分でも見てみたいと思ひませすのが始まりであります。拝見をさせていただきます、これは私が申すまでもなく、今まで新聞、テレビ等でもたくさん報道いただき、町の方にも十分認知をされてきているのではないかなと思ひませすおひませすわけですが、先ほど議員のほうからご指摘というか、ご説明があったとおひませす、田辺千代さんという、作家小川三知の作品を研究している方が、小川三知さんがつけていた日記の一文から、もしかしたら津軽の中里というところに三知の作品

があるのではないかという当たりをつけて調べに来た、そして見つかったわけであります。言うなれば100年近い眠りから、田辺千代さんという専門家の手によって日の目を浴びた作品だというふうに思っております。私自身も拝見させていただいて、すごいなと、これは町の宝としてぜひ残し、皆さんに見ていただきたいということで、さまざまな取り組みをしてきたわけであります。

目標といたしましては、来年の秋には1カ月程度の試験的な一般公開を予定をさせていただいているわけであります。その後、本格的な公開に向け、さまざまなメディアを活用しながら全国または世界に、今インバウンドも入ってきておりますので、発信をし、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

今後でございますが、宮越家母屋、それから文庫蔵を先行して、国登録有形文化財というものにまず指定をいただくために申請をしていきたいなと。現在、先ほど議員のほうからもご紹介のあったとおり、弘前の文化財保存協会のほうから調査を行っていただいているところであります。その後、離れも含めました宮越家住宅として重要文化財の指定を目指すこととしておりまして、庭園につきましても大石武学流、また時代的にも3つの区画に分かれているようでございまして、1つの時代のものでなくて、何回かに分けて拡張されてきているというのがありますので、そういうものもしっかりと調べながら、名勝指定とかも視野に入れながら、調査、整備をしてまいりたいなというふうに考えてございます。

宮越家住宅庭園を公開して、その歴史的、文化的価値を広く伝えていくために、文化財に専門的な知識を有する方々で構成された宮越家住宅・資料保存活用検討委員会というものを設置をさせていただきまして、その中で保存管理、環境保全、防災対策、公開方法等の活用方針等を現在検討をいただいているところであります。検討委員会の意見が間もなくまとまることになっておるのですが、こちらのほうを頂戴して、それを参考にしながら宮越家保存活用計画を、町としての計画を策定をいたしまして、整備等を進めてまいりたいというふうに考えてございますが、やはりお金がかかるわけでありまして、この財源の部分につきましては、登録有形文化財への登録、それから重要文化財の指定等がなされましたら、調査、保存、活用等に対して国からの

補助金のようなものも交付をしていただけるというふうに伺っておりますので、そういうものも活用しながら、そのほかに財源というのは今このご時世、さまざまな活用のお金をご支援いただく方法あります。クラウドファンディングでございますとか、今町でも使っている企業版ふるさと納税、それから特定の目的を指定したふるさと納税、こういうものがありますので、そういうさまざまな資金をご支援いただけるような仕組みを活用しながら、その時々状況に適した財源を選択し、保存、整備等を進めてまいりたいと考えております。宮越家のステンドグラスを含めた住宅等の文化財を、我が中泊町民が内外に自慢できる、誇れる宝物として保存、整備できるよう、公開に向けて鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

次に、駅ナカのお話でございますが、議員もご承知のことと存じますが、津軽伝統金多豆蔵人形芝居、先ほどもお話あったとおり、平成21年の5月に町として無形民俗文化財に指定をさせていただいているものであります。

一方、ご指摘のいわゆる駅ナカにつきましては、平成20年の5月に中里駅舎内のスーパーが撤退をしたことで、空き店舗となっていた空間の活用策、この活用策として21年の8月から金多豆蔵人形劇場が開設されたというふうに伺っているところでございます。また、この劇場で月に1回公演される人形劇をサポートするために結成されたのが、議員お話しの方の金多豆蔵応援隊であります。劇場は、平成24年の4月に町が県の補助事業を活用して、簡易調理場とか多目的トイレを整備するなど支援をさせていただいてきたところでございます。これまで金多豆蔵応援隊の皆さんが劇場のオープンやリニューアルに際し、多大なる貢献をいただいたことや、津軽鉄道で来町されたお客様へのおもてなし等、その活動に対しては心からの敬意と感謝をあらわすものであります。

先日12月の7日、東奥日報さんが県内のすぐれた活動に東奥賞というのを差し上げているわけですが、津軽鉄道が90年を迎えるわけですが、この地域の鉄道というものを守ってきたということで、その功績が評価され、東奥賞を受賞したわけですが、その背景にはこうした金多豆蔵応援隊ですとか、駅ナカの皆さんの活動が大きく貢献しているということは私も理解しているところ

であります。

その上で、ご指摘の今後の駅ナカの運営につきましては、当該施設が、駅舎が町のものではないということがまず1つあるわけでありませう。現在町内の12団体等で組織される駅ナカ管理運営委員会という、主にボランティア活動されている方々の団体なわけですが、その管理運営委員会が所有者である津軽鉄道株式会社と協定を結んで借り受けしているものであります。そういう事情から、まずは駅ナカ管理運営委員会が、金多豆蔵応援隊がおやめになるというようなことを踏まえて、今後駅ナカそのものをどう運営していかれるのか、こちら辺をきちっとお考えいただいた上で、町とすればどう支援できるのかということも考えていきたいというふうに考えてございます。

また、観光としての大きな意味合いも駅ナカにはあるわけですが、今我が町の観光がどうあるべきなのかということで、青森公立大学さんをお願いをして、観光ビジョンも策定中でありませう。この観光ビジョンの中で駅ナカをどう位置づけていくのか、そういうことも検討しながら、今後の駅ナカのあり方について考えてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 葛西総合戦略課長。

（総合戦略課長 葛西成芳君登壇）

○総合戦略課長（葛西成芳君） 私からは、塚本議員ご質問の青森明の星短期大学が津軽中里駅構内に開設した奥津軽サテライトキャンパスの活用状況についてお答えいたします。

青森明の星短期大学と町は、平成27年7月に連携協定を締結し、これまで町内の祭りや町民文化祭に参加したり、中里高校との合同授業、町民の暮らしについて調査するなど、交流や連携を図ってまいりました。

議員もご承知のとおり、ことし6月に開設した奥津軽サテライトキャンパスは、小学校での外国語の出前授業、教員向けの外国語指導研修や地域の食材を使った料理教室などを行うとしております。サテライトキャンパスの事務所は、同短大教員1人が毎週金曜日に駐在し、各事業の協議や調整の窓口になるものです。活動状況としては、6月と10月の2回にわたり、小泊小学校へ英語出前授業、7月には中里

小学校で英語出前授業と外国語指導者研修、10月には武田小学校で外国語指導者研修を開催しております。

また、サテライトキャンパス講座として、メディカルアロマ教室をパルナスで9月に2回開催しております。最近町内企業が外国人の技能実習生の受け入れがふえており、町としても地域住民を対象とした簡単な英会話教室等の開催を同短大と検討しております。今後青森明の星短期大学が得意とする分野でサテライトキャンパスを通じて、町民の学べる機会をつくるなど、この地域の資源を活かした教室を開けるよう、連携して周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（長利 司君） 再質問はありますか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 宮越家についてであります。先般あのすばらしいフォーラムのときの町長さんのとても力強い、あの意気込んだ発言をもっと町民に発信していただきたいと、その都度状況を伝えていただきたい。そういうことによって、国からとか、いろんな寄附の補助の方法はあるとのことですので、大いに期待しておりますので、どんどんPRをお願いしたいと、そう思っております。

また、駅ナカについてであります。この駅ナカは高齢者の憩いの場所になっているのです。観光客との交流の場所でもあるのです。ストーブ列車が運行開始したときには、あふれるほどの観光客がおります。その中で12月の4日です。いつも韓国からの客は多いのですが、シンガポールからおいでになりました。子供も連れて、大家族で来ていました。そのときに、私の片言の英語で言ったら、安いコーヒーとうどんがおいしいのだと。そして、金多豆蔵応援隊の接待に感激しまして、かっちゃんの手づくりというネーミングにとっても喜んでいました。それでワンダフルを連発して、「また会いましょう」と、そういうふうに言って帰ったわけでございます。

この委員会のほうがまだまだどうなるのかちょっとというお話ですが、何があつたにしても観光客を接待する人たち、これが何ともいえない田舎のかっちゃんの接待が他町村から信頼されて喜ばれています。観光客も「ああ、いいな」と、そしてストーブ列車は本当ににぎわっています。そして、その中にひとり暮らしの高齢者の方たちが憩いの場所として来ています。おしゃべりして、一人でうちにいるのであれ

ばぼけてしまうのだと、私たちはここにいて、絶対ぼけないように、痴呆症にならないように団結して、一緒に誓い合っているあの様子を見たときには、これは何があっても、どういうお店、あそこどうなるのかわからないけれども、この憩いの場所を、高齢者の場所をなくしては、先ほど人生100歳とって、わざわざ憩いの場所に行かなければいけない。駅ナカは、なぜか自然に集まり、口コミで来ています。絶対痴呆症にはならないと、皆さんのあの元気はどこから出るのだろうと私も元気をもらうほどです。ぜひあの場所は、本当になくしてほしくない。そのためには、ああいう接待する人たちがどうなるのか。金多豆蔵応援隊は3月までしっかりやりますと、でも終わりますと、そういうがあるので、そこだけが不安なのでございます。どうしたものでしょうねと、そう思っていますので、そここのところを十分に踏まえて、町長さん、これからその方向をやっていただきたいと、そう思っていますので、よろしく願いいたします。

そして、また明の星短大の、毎週金曜日にそういうふうに行っているということは私たちは知りませんでした。ただ、サテライトキャンパスという場所、誰も人が来ないです。これというのは余り使われていないのかなと。人が来ていないし、あの場所を何か別な、金曜日にお魚屋さんが来るのに、ここをあけてほしいのにねとか言って、余り活用されていないよねとかと言っていますので、もしもその方向で行くのであるならば、例えば小中学生の塾に行けない方たちの英語塾とか、そういうふう開放してあげればいかなものかなと私はそう思っています。行くたびにあそこはいつも閉まっていますので、そこら辺を何とかよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 駅ナカのお話からさせていただきますと、確かに今、議員おっしゃるとおり、駅ナカというのがいろいろ複合的な機能を發揮しているわけでありまして。そういう複合的な機能という面から見ますと、非常にいい場所なのですが、反対側から見ると、あそこって何なのということになりますと、えたいが知れない場所というふうなことになるわけなのです。

お年寄りたちが集まる場所という観点で見たときに、あの坂の下の、

どうしても町から来るとまた上っていかなければいけない場所が本当にいいのかどうかという観点もありますし、お年寄りが集まる場所とすればもっと別な場所でもいいのではないかと、津軽鉄道の利用者を受け入れるもてなしの場とすれば、2時にいつも閉まっているというのはいかなものなのかということもまたあるわけでありまして。そういうことを踏まえながら、駅ナカを観光の拠点として位置づけていくとすればどうあるべきなのか。それは、先ほど申し上げましたとおり、全体の観光の受け入れという観光ビジョンというものの中で駅ナカをどう位置づけるのか。あそこに案内所を置くという手もあるわけですね。あと食事をきちっとした形で提供するような飲食店を入れるということも考えられなくもない。ただ、いずれにしてもあそこは津軽鉄道の持ち物だということなわけなのです。それらを考えながら、今後どういうふうにして使っていくのか、皆さんに集まっていただけるのかということも考えていきたいなということでもあります。

明の星のサテライトキャンパスにつきましては、あそこをあけるときにテーブルカットなんかもやったのですが、広報なんかにもあその位置づけがどういうものなのかということはお知らせしたつもりではおったのですが、週に1回しか人が来ていないということもあって、皆さんから見るとなかなか使われていないというようなことに見えたのかもしれませんが、先ほど課長のほうからご説明申し上げましたとおり、まだオープンしてからそれほど月数たっていないのですけれども、しっかり活用されているので、もっともっと周知に努めながら、多くの方に使っていただけるような形にしたいと思います。

ただし、明の星短大も私学であります。例えばそこに英語塾みたいなものをやろうとすると、果たして料金的な面がどうなるのかとか、そういうことも難しい課題もあろうかと思っておりますので、そこは需要と供給の関係を考えながら今後検討していきたいなと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（長利 司君） 再々質問はありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） サテライトは、それはこれから考える課題だと思っておりますが、駅ナカ、あれはえたいが知れない何物かとかと言う人に対しては、やはり何かしら看板的なものを作って、観光をメインにした、そ

れによって観光客をお相手する高齢者が来ているのですよぐらいにやっていたでもいいし、例えばこれまでは2時まででした。ところが、ストーブ列車が開始されてからは4時まできっちりいることを約束しました、3月まで。それで、います。

観光客は、ストーブ列車のときは大いに来ます。ふだんはそんなに来ません。ですので、高齢者の方でも間に合っていました。でも、4時までだと、私も時々行きますと、フル活動です。だから、それがまた接待というのが、本当に立派な店はどこにもあります。そして、立派な店で食べるというのはどこにもあるけれども、田舎の終着駅のかっちゃんの手づくりの、かっちゃんの接待というのが何か他町村に知られていまして、「ああ、やっぱり」と言う県外の方もおりますので、ストーブ列車開始してからは4時までですので、それが大変ということでやめなければいけないとなっていますので、そこのところ、本当の看板には出ていないけれども、メインになっているにぎわい方、それはやっぱり行った方でないと余りわからないのだとか、そう私は思いましたので。高齢になった方たちは3月でやめる、4月からはそんなに忙しくはないだろうけれども、どうしたのかなと。他町村がこれをメインにして来ていました。五所川原の人たちも以前、「10月には2時に着いたらいない」と言って、「そうなのよ」と、「ストーブ列車になれば4時までにはいますので」と言ったら、「また来ます」ということになっていますので。ですので、その人材というか、接待する方が、それがメインになっていたのも、そこのところを考えていただきたいと、そう思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 誤解のないように私のほうから申し上げておきたいのですが、駅ナカをえたいが知れないと申したその言葉は誤解を与えたならおわびしたいと思えます。私が申し上げたかったのは、責任の所在が明らかではないということなのです。いずれにしても、今議員がおっしゃるような機能を果たしているというのは十分承知した上で、きちんとした形で位置づけたいというのが私の本旨でございまして、ご理解をいただければと思えます。

○議長（長利 司君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

8番、川山議員の質問を許可します。

川山議員。

(8 番 川山光則君登壇)

○ 8 番 (川山光則君) ただいまは議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。教育行政についての 2 点でございます。よろしく申し上げます。

1 点目は、非常残念なことに中里高校が募集停止ということで、あと来年から 3 年後にはなくなります。よって、我々中泊の子供たちは、近くてつがる市の木造高校か、あとは旧五所川原市内にある学校に入学するということになります。金木高校も、ことし 1 回であと募集停止ですか、なくなるでしょうし、私が心配しているのは、今現状でも小泊のほうの生徒は、中里高校に通っている生徒は、五所川原までの弘南バスの通学の切符を買っているみたいなのですが、まとめてみんなして買えば安くするというところでやっているみたいですが、ただ、五所川原までということで、高校に入る生徒が全員が通うことになるわけですが、小泊にも子が来年 3 年生と 1 年生になるという親もありまして、これは 2 人が通学、後で課長もしゃべると思いますが、小泊からだと 1 人 2 1 万ぐらいかかっているみたいで、これは 2 人となると大変な額になります。いろいろ若い世代の人たちはお金も要るでしょうし、ここはひとつ何とかならないものかなという気持ちで、新聞等を見ていましたら、隣の今別町では何年前から青森の高校へ通うのに 3 分の 1 補助しているのだと新聞に載ってまして、これは前にもちょっと聞いたことがあるけれどもなとは思ったのですけれども、いいことだと私は思いまして、こういうので援助していただけないかなと思いつつ新聞を見た次第です。

それで、今回の質問ですが、私の気持ちですけれども、できれば通学費の半額、ひとり親等の収入の少ない子供には全額負担というぐらいの補助をできないかと思っております。それで、必ず最後に行き当たるのは財源の問題なのですけれども、先ほど町長は塚本議員にも話ししてあったようですけれども、企業版ふるさと納税、こういう範囲は町長の得意な範囲ですので、今風力発電等もできて固定資産税も幾らかふえるでしょうし、またあの人たちに利益の一部をこれから還元していただくという意味で、企業版のふるさと納税をお願いしたらどうかと私なりに考えてみました。

このごろ騒いでいます下北のほうでは、原子力のほうにお願いして、かなりお金をいただいているみたいですがけれども、我々は原子力ではなくて自然エネルギーのほうに頼って、ますます風力発電を建てていただいて、もちろん海のほうにも今洋上風力という形で来ていますので、その会社にも、もし利益が上がれば一部を協力してもらいたいようお願いしたいと思ひまして、財政課長の答弁よりも先に話ししてしまったのですけれども、そういう気持ちで考えていました。

また、2つ目の小中学校の給食費についてです。前町長時代に保育所を無料化にしまして、若い世代の人が4件ぐらい、たしか中泊のほうに暮らして、ふえたと記憶しています。今度は国で保育料無料化を打ち出して、町としては今まで無料化してあった中の大部分の経費は残るでしょうと自分で勘定しまして、できれば小学校、中学校……五所川原市では残念ながら財源のわけできなかつたと新聞に出ていましたけれども、全額でなくてもできる範囲でやれるものではないかなと考えていました。

町長は、こういうほうはベテランですので、ひとつ町長の英断を私は期待しています。答弁いただきまして、再質問があればまた伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（長利 司君） 川山議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 川山議員のご質問にお答えをしたいと思います。ベテランと言われても何のベテランなのか、ちょっと……県庁で34年9カ月仕事をさせていただいたのですが、残念ながら教育行政のほうは一切かかわってございませんでしたので。

それはさておき、中里高校のまずお話であります。事の発端、青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画というものの中で、地域の通学環境に配慮し、小規模校の特徴を生かし教育活動の充実を図ることを目的にした地域校ということで、本来であれば単純に数だけでいけばなくなるはずだったのが、今のようなお話で地域校として存続をしてきたというのが中里高校であるというふうを受けとめているわけであります。

これまで同校の存続に向けましては、高校の生徒さんたちによるソ

ーシャルビジネスプロジェクト、SBP好会というものを中心に、中高ねぶた、メバルねぶたをつくっていただいたり、また運行していただくことに参加をいただくことで、地域づくりへかかわりを持たせると同時に、中里高校の活躍をまた外に向けてPRしてきたと、中里高校を志望する子供をふやすためにPRをしてまいりました。地域の子供たちが中里高校を志望する意識にさせるということにとっては時間が足りなかったのではないかなと感じておるところでございます。結果としまして、2年連続で入学者が募集人員の半数未満ということで、去年が17で、ことし11になりまして、今年度から募集停止に向けて県教委のほうと協議を行ってまいったところでもあります。

9月議会において、中里高校存続に係る要望書の提出を議決いただきまして、10月1日に議長を初め、私と中里高校関係団体代表者、後援会とかPTAのほうなのですが、連名による要望書を持参しまして、県教育委員会の和嶋教育長へ中里高校の存続を要望してまいったところでもあります。

残念ながら中里高校を含む県内3校、田子と青森北高校今別校舎でございますが、募集停止が10月23日に開催をされました県教育委員会臨時会で決定をされ、津軽半島北部から結果として高校がなくなるということになりましたが、県の地域政策として持ったときに、私が以前おった企画政策部の所管になるのですが、私がおった企画政策部の地域政策、「人幸増加大作戦！」というものをやっている部でございます。「コウ」は人の幸せと書いて「人幸増加大作戦！」ということを何年か前から取り組んでいる、その県の企画政策部の地域政策として、本当によいのかということで疑問を持っておるところを報道機関のほうにもインタビューで答える形でお話をしてきたところでもあります。

これまでも中泊町の高校進学者の多くは、地元高校ではなく、高い通学費を負担しても五所川原市やつがる市などの高校へ進学しているのが実態でございます。平成30年度、我が町から高校に通っている子供たちは、中里地区、小泊地区合わせて71人おるわけですが、このうちの中里高校に通っている子供は7名であります。議員の小泊地区から中里高校に通っている子供は2名でございます。この数字から申し上げますと、高校へ進学している全体の9割は町外、中里

高校以外に通っているという実態でございます。

町とすれば、子育て支援という形で、これまで中学校までの医療費などの無料化を、昨年度からは高校卒業まで無料化するというふうに皆様方のご理解を得ながら拡大をしてきたところでございます。また、文部科学省の高等学校等就学支援金制度では授業料を支援するなど、高校生を抱える世帯の経済的負担の軽減を図っていると承知してございます。

今後県に対しましては、閉校になる地域の現状を考慮し、県内どこからの通学でもひとしく教育が受けられ、通学費用面でも格差が生じない支援等を県の地域政策として行うよう、関係部局へ働きかけてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 葛西総合戦略課長。

（総合戦略課長 葛西成芳君登壇）

○総合戦略課長（葛西成芳君） 私からは、川山議員ご質問の現在の学生の通学費の現状についてお答えします。

中泊町から高校に通学している学生の移動手段は、小泊地域からは弘南バスから契約定期を購入して通学している事例がほとんどであります。中里地域からは津軽鉄道での通学が主であります。並行して路線バスの利用も可能となっております。

これらの通学費用については、契約運行しているバスが小泊から3便出ており、中里高校行きが1便、つがる市、五所川原市の高校別が2便、どの便も年額20万5,710円となり、年2回払いが可能となっております。

中里地域からは、津軽鉄道の1カ月及び3カ月定期券を利用することとなりますが、金木高校への通学の場合、中里金木間を安い3カ月定期で年額約11万9,000円、五所川原農林高校へ通学の場合、同様に年額約22万8,000円、五所川原駅から各高校へ徒歩通学の場合、年額約26万4,000円となります。

また、中里地域から路線バスを使って五所川原市内の各高校までの年額は20万5,630円となり、小泊地域からの契約運行しているバスとほぼ同額となっております。

さらに、五所川原駅から遠い高校へ通うには、交通手段にもよりま

すが、五所川原工業高校へ通学の場合、バス代で年額約6万7,000円、木造高校へ通学の場合、JR利用で年額約4万4,000円、路線バス利用で年額約14万となります。これらのほか、公共交通などで通学が困難な地域や部活動などで通学に支障がある学生などは下宿やアパートを利用し、月5万円前後の負担がかかるものと思われます。

以上です。

○議長（長利 司君） 毛内財政課長。

（財政課長 毛内康裕君登壇）

○財政課長（毛内康裕君） 私からは、川山議員のご質問の給食費の無料化についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、ことし10月から保育料の無料化に国が取り組み、従来町単独で行ってきた経費の一部を負担することとなりました。今年度ベースで積算いたしますと、町が行ってきた保育料無料化の経費が約3,300万、国の制度上、歳入として見込まれる経費が年間で2,500万円と試算されます。

学校給食に係る年間費用は、小学校が1,992万9,000円、中学校児童で約1,206万3,000円で、合計しますと3,199万2,000円となっております。このうち経済的理由により負担が厳しい家庭に対しては、既に生活保護や就学援助制度により666万円を町が負担しております。差し引きますと、全児童の無償化には新たに2,533万2,000円が必要となります。

今般の幼保無償化に伴う国からの交付金を給食費に充てられないかということですが、平成30年度決算を見ますと町の財政状況は依然自主財源に乏しく、地方交付税に依存しており、一般財源が不足している状況に変わりないことから、これを給食費に充てることはなかなか困難であると考えております。

現在当町が行っている子育て政策には、国が行っている保育料の無償化の基準に対応していない部分の経費や、18歳までの医療費、予防接種の全額無料化など、県内でも子育て環境には充実した政策を行っているところであります。これから小泊小中学校建設事業や総合福祉健康センター整備事業など大規模な事業が控えている中で、今回の給食費無料化については、今後の財政状況を勘案しながらしっかり議

論を重ねていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 再質問ありませんか。

川山議員。

○8番（川山光則君） どうも答弁ありがとうございました。

再質問になるかどうかわかりませんが、高校のほうの話ですけれども、現在小泊から何人も入っていないと。3年、2年かな、10名以上ぐらい中里高校のほうにはうちのほうから入っていたのですけれども、いづれなくなるでしょうということで、去年、おととしと見合わせたふうなのですけれども、そこを親に聞いたら、「五所川原のほうに今うちを買おうと思っているのだ」という小さい子供がある親御さんがかなり話ししてしまっていて、「小泊でも中里でもあるでしょう」と、「お金のある人は、五所川原のほうに土地買ったり家買ったりする人ふえていますよ」と私言われまして、はっと思ったのですけれども、中里高校がなくなるとますますそういう人が出て、移住者がふえていくと、人口減少にますます拍車がかかるような感じがします。ましてや小泊には新しい学校もできるし、私としてはなるべく小泊から五所川原のほうに出てってほしくないわけです。そこら辺も考えて、あれやこれやの手で、町長もいろいろ手は使っているという話でしたけれども、なるべく若い世代の親たち、そうでなくても仕事がない町ですので、ぜひここら辺でほかよりは先行して、もちろん医療費の無料化も先行してやっていただいていると思いますけれども、何でも先行していただければなど。1組でも2組でも定住がふえるような、住民がふえるような形をとっていただきたいなと思ひまして質問した次第でございます。

財源のほうは、来年でも再来年でもでき次第、もしあるのであれば幾らかずつでもやっていただければ、また新聞等に取り上げてもらえれば、中泊のほうに行こうかなと考える人も出てくるかも知れませんので、ひとつ今後を見据えてお願いしたいと思ひます。

質問はこれで終わります。よろしく申し上げます。

○議長（長利 司君） これをもちまして川山議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前 11 時 13 分

第4回中泊町議会定例会

令和元年12月10日（金曜日）

○議事日程 第3号

- 1 議案第54号 中泊町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 2 議案第55号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 3 議案第56号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 4 議案第57号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 5 議案第58号 中泊町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 6 議案第59号 中泊町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 7 議案第60号 中泊町特定教育・保育施設利用者負担金徴収条例の一部改正について
- 8 議案第61号 中泊町折腰内オートキャンプ場条例の一部改正について
- 9 議案第62号 中泊町水道事業給水条例の一部改正について
- 10 議案第63号 令和元年度中泊町一般会計補正予算第5号について
- 11 議案第64号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号について
- 12 議案第65号 令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号について
- 13 議案第66号 令和元年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について
- 14 議案第67号 令和元年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号について
- 15 議案第68号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める

の件

- 1 6 議案第 6 9 号 字の区域の変更について
1 7 議案第 7 0 号 字の区域の変更について
1 8 発議第 6 号 中泊町議会事務局設置条例の一部改正について
1 9 陳情第 9 号 日米地位協定の抜本改正を求める陳情
2 0 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について
追加日程 1 議案第 7 1 号 西北五広域福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び西北五広域福祉事務組合同規約の変更について

○出席議員（13名）

- | | | | | | |
|-------|-----|-------|-------|-----|-------|
| 1 番 | 田 中 | 洋 君 | 2 番 | 今 博 | 子 君 |
| 3 番 | 成 田 | 直 人 君 | 4 番 | 秋 元 | 隆 君 |
| 5 番 | 塚 本 | 悦 子 君 | 6 番 | 荒 関 | 富 雄 君 |
| 7 番 | 秋 田 | 博 君 | 8 番 | 川 山 | 光 則 君 |
| 9 番 | 青 山 | 雅 晴 君 | 1 0 番 | 沖 崎 | 勲 君 |
| 1 1 番 | 野 上 | 憲 幸 君 | 1 2 番 | 野 上 | 祐 一 君 |
| 1 3 番 | 長 利 | 司 君 | | | |

○欠席議員（なし）

○出席説明員

- | | |
|--------|-----------|
| 町 長 | 濱 舘 豊 光 君 |
| 副 町 長 | 横 野 彰 吾 君 |
| 教 育 長 | 米 塚 鈴 子 君 |
| 代表監査委員 | 葛 西 昭 文 君 |
| 総務課長 | 成 田 勝 輝 君 |
| 財政課長 | 毛 内 康 裕 君 |
| 総合戦略課長 | 葛 西 成 芳 君 |
| 税務課長 | 太 田 光 平 君 |
| 町民課長 | 山 中 哲 哉 君 |
| 福祉課長 | 木 元 剛 君 |
| 環境整備課長 | 古 川 幹 人 君 |

農 政 課 長	竹 谷 覺 君
水産商工観光 課 長	越 野 進 一 君
小 泊 支 所 長	加 藤 孝 典 君
総務学務課長	藤 田 康 久 君
社会教育課長	谷 伊久弥 君
会 計 課 長	下 山 貴 子 君
上下水道課長	阿 部 明 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	加 藤 成 子 君
総 務 課 係 行 政 情 報	木 村 将 師 君
総 務 課 係 行 政 情 報	佐 藤 伸之介 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（長利 司君） ただいまの出席議員数は 13 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

本日は議案の審議を行います。

◎日程第 1 議案第 54 号

○議長（長利 司君） 日程第 1、議案第 54 号 中泊町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

竹谷農政課長。

○農政課長（竹谷 覚君） おはようございます。議案第 54 号 中泊町森林環境譲与税基金条例の制定についてご説明いたします。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、市町村等が実施する森林の整備及びその促進に係る施策の財源に森林環境譲与税が充てられることになりました。

令和元年度より森林環境譲与税の交付が始まり、その用途については法の規定によりインターネットやその他適切な方法により公表しなければならないものとされております。単年度で全額を活用しなかった場合は、基金に積み立てすることとされております。このことから、法に基づき適切に森林環境譲与税を管理することを目的に、中泊町森林環境譲与税基金条例の制定を提案するものであります。

以上で議案第 54 号 中泊町森林環境譲与税基金条例の制定についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

10 番、沖崎議員。

○10 番（沖崎 勲君） 本案にはいいわけですがけれども、山についての、条例もそうだけれども、山について担当課長、これ誰が担当して、私どもには山だばわも年いぎながら山のこと何もわからないわけだけれども、こういう微々たるものでもお金は入ってくるし、また山の境界とか、俺の山どごだばと聞いてもわからないわけだ。私、山の関係のほ

うに所属をしております、要らね山だどごで、売り買いでなく、けだりしていた、俺の山要るのだば持ってけと、それが現状であります。今森林組合のほうでは、営林署もそうですけれども、中国から山買いに来ているわけさ、こっちさ。北海道あたり大変テレビさも出てるばって、この辺も動きがあると。売らないでくださいと、どうもなんねんだばったって、その点も注意しながら担当課長でも町長も誰もわからない、誰もわからないと言え失礼だけれども、誰かこれ担当する人っているんだが。いねば何もしゃべらなくてもいいばたって。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 山のことに関しては私も素人なのですが、県の森林のほうの集まりの理事とかにもなっているものですから、時々お邪魔をしながら山のことも勉強しているのですが、今回森林環境譲与税という、森林環境税に伴って人口割だとか面積割で配分されるお金を使って、今議員のほうからお話のあった山がどうなっているのか、誰のものが今どういう木が育っているのか、そこら辺も全部調べるところから始めたいなど。その上でどう山を守っていくのか。今議員もおっしゃったような中国の問題とかも含めてしっかりと対応していきたいと。

今300数十万円のお金が入るのですが、やはり山全部を調査していくとなるとそれなりのお金がかかるものですから、3年くらいためて、そのお金使って発注して山をちょっと調べて、その後守っていくための計画もしっかりつくっていきたいなど。

今担当者というのはいるにはいるのですが、その計画とかがしっかり決まったら陣容もちゃんと考えながらやっていきたいなど思っております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 森林組合のほうでも今五所川原とかいろんなところから、森林組合はプロでありますので、プロでもなかなか、今ドローン使って調べておりましたので、我が町のほうでもいろいろ尋ねてもらえれば、いろんなものが早くいい結果で出ると思いますので、ひとつよろしく願います。終わります。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(長利 司君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第54号を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(長利 司君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第54号は原案のとおり決定しました。

◎日程第2 議案第55号ないし日程第4 議案第57号

- 議長(長利 司君) 日程第2、議案第55号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第4、議案第57号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの3議案を、関連がありますので一括議題として説明、質疑を行い、討論、採決については1議案ごとに行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(長利 司君) 異議なしと認めます。
本案について担当課長に説明を求めます。
成田総務課長。

- 総務課長(成田勝輝君) おはようございます。議案第55号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第56号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第57号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括してご説明申し上げます。

今回の改正は、青森県人事委員会が行った令和元年職員の給与等に関する報告及び勧告を受け給与改定を行うこととした青森県及び県内市町村の動向に鑑み、議会議員、特別職の期末手当の支給割合及び職員の給与月額並びに期末勤勉手当の額を改めるため提案するものであります。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表により説明いた

します。恐れ入りますが、新旧対照表の2ページを御覧願います。議案第55号の第1条関係では、議員の期末手当をプラス改定とした条文で、現行12月期の支給率を0.05月分引き上げ、100分の165に改めるものでございます。

第2条関係では、令和2年度以降については6月期と12月期が均等になるよう配分し、100分の162.5に改めることとしております。

恐れ入りますが、新旧対照表の3ページを御覧願います。議案第56号の第1条関係では、特別職の期末手当をプラス改定とした条文で、現行12月期の支給率を0.05月分引き上げ、100分の165に改めるものでございます。

第2条関係では、令和2年度以降については6月期と12月期が均等になるよう配分し、100分の162.5に改めることとしております。

恐れ入りますが、新旧対照表の4ページを御覧願います。議案第57号の第1条関係では、職員の勤勉手当をプラス改定とした条文で、5ページを御覧願います、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の支給割合に見合うよう12月期の勤勉手当を0.05月分引き上げ、100分の92.5に改めるものでございます。

なお、引き上げ分につきましては、勤務実績に応じた給与を推進するため、期末手当に配分するのではなく、勤勉手当に配分することとしております。

6ページを御覧願います。第2条関係では、令和2年度以降については時間外勤務手当に係る勤務1時間当たりの給与額の算定に寒冷地手当を加え、勤勉手当については6月期と12月期が均等になるよう配分し、100分の90に改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案一覧つづりの13ページを御覧願います。13ページから23ページまでは新たな給料表をつけておりますが、民間の初任給との間に差があることなどを踏まえ、行政職で大卒程度に係る初任給を1,500円引き上げ、短大卒程度に係る初任給を1,800円引き上げ、高校卒程度に係る初任給を2,000円引き上げ、これを踏まえ30代半ばの若年層職員が在職する号級について所要の改定をするものでございます。

恐れ入りますが、議案つづりの24ページを御覧願います。級別基準職務表をつけてございますけれども、医療職給料表(2)において栄養士の職務の名称に係長の職務、課長補佐の職務を加え、25ページを御覧願います、医療職給料表(3)において保健師の職務の名称に係長の職務、課長補佐の職務を加えた給料表に改めるものでございます。

以上、議案第55号から議案第57号まで、3議案についてご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(長利 司君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第55号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正に

ついでに討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第58号

○議長(長利 司君) 日程第5、議案第58号 中泊町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元福祉課長。

○福祉課長(木元 剛君) おはようございます。議案第58号 中泊町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの26ページを御覧ください。今回の条例改正は、本年10月1日に施行された子ども・子育て支援法及び内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に対応するものでございます。

27ページを御覧ください。本条例は、子ども・子育て支援法の定めに従い、町における教育・保育施設等の運営基準を定めるものでございます。

改正前の条例は、国が内閣府令で定める第1条から第52条までの条項をそのまま引用する内容となっているため、改正後は当該内閣府令に定める基準をそのまま町基準として適用する内容の条文に改め、法令の一部改正に対応することといたしております。

なお、本改正の施行日は公布の日からとし、令和元年10月1日から適用することとしております。

以上、議案第58号 中泊町特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正についてご説明申し上げました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第59号

○議長（長利 司君） 日程第6、議案第59号 中泊町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） 議案第59号 中泊町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの28ページを御覧ください。今回の条例改正は、本年4月1日に施行された厚生労働省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に対応するものでございます。

29ページを御覧ください。本条例は、児童福祉法の定めに従い、町における家庭的保育事業等の基準を定めるものであります。

改正前の条例は、国が厚生労働省令で定める第1条から第48条までの条項をそのまま引用する内容となっているため、改正後は当該厚生労働省令に定める基準をそのまま町基準として適用する内容の条文

に改め、省令の一部改正に対応することとしております。

なお、施行日は公布の日からといたしております。

以上、議案第59号 中泊町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正についてご説明申し上げました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第60号

○議長（長利 司君） 日程第7、議案第60号 中泊町特定教育・保育施設利用者負担金徴収条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） 議案第60号 中泊町特定教育・保育施設利用者負担金徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの30ページを御覧ください。今回の条例改正は、本年10月1日に施行された子ども・子育て支援法の一部改正に対応するものでございます。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。条例等新旧対照表の7ページを御覧ください。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例中第1条及び第3条並びに第4条、第5条の支給認定を教育・保育給付認定に改めるものであります。

なお、本改正は公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用することとしております。

以上、議案第60号 中泊町特定教育・保育施設利用者負担金徴収条例の一部改正についてご説明申し上げました。何とぞよろしく願い申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第61号

○議長（長利 司君） 日程第8、議案第61号 中泊町折腰内オートキャンプ場条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

越野水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（越野進一君） おはようございます。議案第61号 中泊町折腰内オートキャンプ場条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案つづりの32ページをお開きください。下段に提案理由がありますが、当町の折腰内オートキャンプ場は平成10年3月に完成し、築20年ほど経過した施設であります。近年では経年劣化、塩害により修繕費がかさみ、維持管理費の抑制や利用率の向上による財源の確保が課題となっていることから、施設利用者の拡大を図ることを目的として、このたびオートキャンプ場特別利用券の発行を可能とする条

文を追加したいためご提案申し上げるものであります。

33ページをお開きください。中段に第12条の次に次の1条、利用券の発行を加えとし、第13条第1項に折腰内オートキャンプ場特別利用券の発行を可能とする規定を、第2項に発行可能期間を毎年7月1日から8月31日までのシーズン期間を除くオフシーズンのみとする規定を、第3項に利用券の発行価格及び利用区画等をページ下段の別表第5にあるとおり、1区画、1泊料金が通常5,000円のキャンプサイトA、駐車スペースに水道、電源、テレビケーブルが配備された区画を半額の2,500円に、通常3,000円のキャンプサイトB、駐車スペースのみの区画を半額の1,500円にする規定を、第4項に利用券を返還して現金還付を受けることができない規定を追加したものであります。

34ページをお開きください。様式第1号としてオートキャンプ場特別利用券の様式を示しております。この利用券を町内初め町外の企業への折り込みを行い、社員の福利厚生目的等で購入いただきながら修繕費等維持管理費の補填財源の確保に努めていくとともに、今後は当該施設のみならず、折腰内地区にある3施設の連携強化を図りながら折腰内ビーチの周知に努め認知度アップ、利用者の拡大に向けた取り組みを実施してまいりたいと考えております。

以上、議案第61号 中泊町折腰内オートキャンプ場条例の一部改正についてご説明申し上げました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、川山議員。

○8番（川山光則君） ちょっと伺います。このごろ課長と余り話しする時間少ないとここで伺いますけれども、狙いはどこにあるか、確かに収入アップに対してはわかるのですけれども、現状8月、夏休み終わるころかな、なれば、それ過ぎればほとんど、幾らかしか利用されていないわけですね。調査したことないので、その後幾ら使っているかわからないのですけれども、7、8が一番利用率が多いと。その後のということでどこに狙いを定めてこれを発行するのかをちょっと伺います。

○議長（長利 司君） 越野水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（越野進一君） 川山議員のご質問にお答えいたします。

現状では2,000人ほど、平均すると利用しております。現状で7月、8月の2カ月間しか今現在運営されておられません。その2,000人のうち4分の3が8月の利用と、お盆前後をピークにほぼほぼ8月で埋まっていると、毎日利用されているような状況になっております。ただ、7月は残念ながらビーチサッカー、川山議員が実行委員長のビーチサッカーの時期は非常に利用されているのですけれども、その前とか、その後になるとちょっと下がっております。ですので、こういったことで利用率の拡大を目指したいと考えておりました提案した次第です。

○議長（長利 司君） 8番、川山議員。

○8番（川山光則君） 利用率拡大を目指すのはわかるんだばって、9月、10月に力を入れてもキャンプとしては余り……キャンピングカーで来るのは見かけるのだけれども、ほとんど小泊地区のほうに海岸線にいるのが多くて、あそこ管理がなくなればキャンピングカーいってでもやっぱり不安らしいのですよ、離れていると。離れて1台か2台になるとやっぱり不安で、こっちのほうへ帰ってくるんだえな。そういう……今の管理棟に管理者を入れるのかどうかと、ただ自由にふやすのならば、結局管理者のお金もかなりかかっているわけですよ。それ費用対効果見てやっているのか。これやれば、またあそこ管理者置いてあけていくのかどうかと。どうも私は余り急にふえると思えないし、あと何かしら秋のイベントを仕掛けていくのかとか、それらもひっくるめてちょっと課長の考えを。

○議長（長利 司君） 越野課長。

○水産商工観光課長（越野進一君） 川山議員のご質問にお答えします。

これまでどおり7月、8月の運営のみ営業するというところでございます。秋にこのキャンプ場を開設して利用させるというのではなく、今までどおり7月、8月、その維持管理費等を埋める財源として、このように周知しながら利用券を発行して購入いただき維持管理費に充てていくというような趣旨でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 8番。

○ 8 番（川山光則君） それでは、経費はかけないでちょっとふやそうかという考えだえな。できれば、春はちょっと無理でしょうけれども、8月、9月あたりはまだ暖かい日がありますので、こういうのを利用してもらうためにも、例えば親子の触れ合いとか、いろいろな企画まだまだ持っていると思いますので、その中で支出していただければ、経費はかからないと思いますので、いろんなのをやっているのですよ、結構秋でも、よそではね。だんで、それをまねしながらふやしていただければと思います。終わります。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第62号

○議長（長利 司君） 日程第9、議案第62号 中泊町水道事業給水条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

阿部上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 明君） おはようございます。議案第62号 中泊町水道事業給水条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正は、水道法の改正に基づき、指定給水装置工事事業者制度の更新制度が導入されたことにより、条例の一部を改正するものです。

条例等新旧対照表で説明しますので、新旧対照表の9ページをお開き願います。まず、第18条第3号については、私設消火栓の使用の

規定を削除しております。

次に、第24条第3項については条ずれの修正でございます。

第31条第1項では、料金徴収の方法について、複数月分をまとめて徴収できる規定を加えております。

最後に、第32条第1項第3号の給水装置工事事業者指定手数料1件につき1万5,000円を1万円に改め、第3号の次に今回の法改正に基づき給水装置工事事業者更新手数料1件につき1万円を加えております。

なお、本改正の施行日は令和2年1月1日からといたしております。

以上、議案第62号 中泊町水道事業給水条例の一部改正についてご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番。

○3番（成田直人君） 水道管理者の更新制度導入ということでございますけれども、何年で更新になるのでしょうか、その辺伺いたしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（長利 司君） 阿部上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 明君） 今までは新規に登録すればずっとそのまま継続ということであったのですが、今回の改正により5年間に一回更新するように制度が改正になりました。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第63号

○議長（長利 司君） 日程第10、議案第63号 令和元年度中泊町一般会計補正予算第5号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内財政課長。

○財政課長（毛内康裕君） おはようございます。議案第63号 令和元年度中泊町一般会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,319万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億1,182万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正の主なものについて、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。最初に歳出についてご説明いたしますが、歳出の第1款議会費から第10款教育費までの各費目の2節及び3節、4節、19節、それぞれに給与改定及び人事異動に伴い合計394万円を計上しておりますが、これら人件費についての款を追っての説明は省略させていただきます。

10ページを御覧願います。3、歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費、8節報償費及び12節役務費に、ふるさと納税返礼品費及びインターネットサイト等利用料として合計409万1,000円を計上しております。

11ページ及び12ページを御覧願います。第4款選挙費、第5目小田川土地改良区総代選挙費において、選挙が行われなかったことにより合計109万7,000円を減額しております。

14ページを御覧願います。第3款民生費、第2項児童福祉費、第3目子ども・子育て支援事業費、13節委託料に、地域型保育広域入所委託料として100万円を計上しております。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第9目乳幼児・子ども育成費、20節扶助費で、県補助対象外医療費100万円を減額し、社保乳幼児医療費202万8,000円を増額しております。

15ページを御覧願います。第6款農林水産業費、第2項農業費、第2目農業振興費、19節負担金補助及び交付金に、環境保全型農業

直接払交付金 283万4,000円を計上しております。

16ページを御覧願います。第5項林業費、第4目森林環境譲与税基金費、25節積立金に、森林環境譲与税基金積立金348万円を計上し、第6項水産業費、第2目水産業振興費、13節委託料に、小泊地区に漂着した船舶の撤去・処理費用として269万5,000円を計上しております。

17ページを御覧願います。第8款土木費、第5項住宅費、第1目公営住宅管理費、11節需用費に、公営住宅修繕料として300万円を計上しております。

18ページを御覧願います。第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、13節委託料に、教育情報セキュリティネットワーク構築経費551万1,000円を計上し、18ページの下から次のページにかけてでございます、14節使用料及び賃借料で、合計1,365万6,000円を減額しております。中里小中学校教育用パソコンリース及び管内小中学校校務用パソコンリースに係る契約内容の変更と入札減によるものでございます。

第3目学校建設費、13節委託料で、小泊小中学校建設工事設計費用300万3,000円を減額し、小泊ふれあい運動場解体工事設計費として同額の300万3,000円を計上しております。

21ページを御覧願います。第12款公債費、第1項公債費、第1目元金、23節償還金、利子及び割引料に、長期債元金31万5,000円を計上し、第2目利子、23節償還金、利子及び割引料において、長期債利子132万1,000円を減額しております。借入利率の見直しなどによるものでございます。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。7ページを御覧願います。2、歳入では、歳出の関連において、第14款県支出金、第2項県補助金、第3目衛生費補助金、1節保健衛生費補助金に、乳幼児医療費給付事業費補助金101万3,000円を計上し、第4目農林水産業費補助金、2節農業費補助金に、環境保全型農業直接払交付金212万6,000円を、第3項県委託金、第2目農林水産業費委託金、1節水産業費委託金に、海岸漂着物地域対策推進事業費委託金269万5,000円を計上しております。

8ページを御覧願います。第15款財産収入、第2項財産売払収入、

第2目不動産売払収入に、普通財産の土地売却代金として599万円を計上しております。売却先は、社会福祉法人内潟療護園であります。

第16款寄附金、第1項寄附金、第1目一般寄附金に、ふるさと納税寄附金として760万円を計上しております。

第17款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として298万5,000円を計上しております。

最後に、債務負担補正についてご説明いたします。5ページを御覧願います。第2表、債務負担補正では、中里小学校教育用パソコン、中里中学校教育用パソコン、管内小中学校校務用パソコンリース料の限度額をそれぞれ減額補正しております。

以上、議案第63号 令和元年度中泊町一般会計補正予算第5号についてご説明申し上げました。何とぞよろしくお願ひいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 5ページの債務負担行為補正の、これ入札で、先ほどの説明だと入札で安くなったようなお話ですけれども、かなりな額でありまして、当初の台数とかが減ったからこうなったのか、それとも最初のもくろみの見積もりが大き過ぎたからこういうふうになったのか。どうしてこれほどまでに安くなるというのはなかなか私たちの頭では考えられないのですけれども、どういう経緯があつてこうなったのか、説明願えれば、もうちょっと詳しく。

○議長（長利 司君） 総務学務課長。

○総務学務課長（藤田康久君） 荒関議員お尋ねの関係でございます。当初60回のリースということで、1カ月のリース料が約170万円でございます。その60回と、約1億円でございます。そして、今回入札やった結果、請負率が約46%でございます。それによって1カ月のリース利用が約78万2,000円となったと、その60回ということでこのような結果となつてございます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） そうすれば、当初から予定した台数とかは何も変更ないのですか。

○議長（長利 司君） 藤田総務学務課長。

○総務学務課長（藤田康久君） 台数は中里小学校が30台と、そして中里中学校が40台、さらに町内の小中学校の校務用のパソコンが100台と、台数は変わりございません。

○議長（長利 司君） 沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 関連質疑になります。竹谷課長に、農業関係ですが、ことし豊作だと、稲については豊作と考えておりますけれども、中には8俵しか上がんねとか何ぼかあるようですけれども、平均的には上がったと思いますが、データはことしどうだっけ、昨年度は余りにもまいねしたとごで、ことしのデータどのくらいいったのかわかりますか。

○議長（長利 司君） 竹谷農政課長。

○農政課長（竹谷 覚君） ただいま沖崎議員のことしの米の作柄でございますが、東北農政局で10月末に発表したものが手元にございまして、青森県が指数で106になっております。津軽も同じく106のやや良ということでございまして、これを当町に置きかえれば、当町の平均基準反収が603キロですので、106にしますとおよそ640キロになります。640キロということは10俵半ぐらいということになりまして、農協等からことしの収穫等の情報を得たところによれば、10俵を切る圃場もあったというふうに聞いておりますが、平均的にはこの作況に近い収量が得られたというふうな状況でございます。ですので、国で発表しているのが妥当な数値ではないかと思っております。

○議長（長利 司君） 10番、沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） いいと思っておりました。新年度はたげ収入も町のほうでも入ってくるのかなと、来年度は当初から80億ぐらいの予算が組めるのかなと期待しております。

もう一つ、私いつもしゃべる運動公園のグラウンドの件であります。大分補修はできておりましたけれども、広域にするはんでもうあんつかまでとかいろいろある中で、子供たちも頑張っているのは新聞等に、また中泊の広報にも出ておりました。今、もう車でいえば車検切れた状態でありますので、新年度はどの方向でいくのかなと思っておりますので、ひとつお願いします。

○議長（長利 司君） 谷社会教育課長。

○社会教育課長（谷 伊久弥君） 沖崎議員のご質問にお答えします。

運動公園については広域で考えるということで進めておるわけですが、現在はそれがなかなかまだ決まっているというようなことではございませんので、とりあえず補修をして来年度はいきたいと、悪いところを補修してということをつなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 10番、沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） なかなか財政的には厳しいのはわかっているのだけれども、ただ広域、しゃべるのは簡単だけれども、そのほうは何か進んでいるわけだか、広域的に何か連絡出ているのですか、課長。

○議長（長利 司君） 米塚教育長。

○教育長（米塚 鈴子君） 教育長会議等では、広域で運動公園等の施設をどうのこうのというお話はまだ具体的には出されていない状況であります。

私のほうからは以上です。

○議長（長利 司君） 10番議員。

○10番（沖崎 勲君） 教育長もだし、具体策を練って早くやれば、子供たちにも迷惑かけますので、今すごい、しゃべればまた切りないけれども、早い方向でお願いします。

それともう一つ、皆さんというか参与の皆さんに聞きますけれども、水泳の相馬選手って一言しゃべられば、誰か覚えている人あるか、手挙げてほしい。水泳の相馬さん。総務課長さんはしゃべらなくてもいい。谷課長もだし、あとはわがんねが。水泳の相馬選手、この間の世界大会でも銀メダル、中泊出身、ましてや私の母親が上高根出身であります、恐ろしいのがおります。福土さんというところの娘なのですけれども。それと去年だか、400メートルの佐藤選手、親が中高終わって小泊と。こういう立派な選手がおりますので、この間親と行き会ったのですけれども、寄れと、町に寄って町長さま敬訪問して、これから町でいろんなのあるとき呼んで講演してもらったりとか、町もスポーツのまちというのを掲げておりますので、そういう、今のところは私も水泳というのは余りかかわりがいいものでもありませんけれども

ども、地元で銀メダリストというのは井沼清七以上に評価できるのかなと思っておりまして、どうか皆さんこれ覚えておいてください。谷さんが同じだつたか、親が。誰だっきゃ、何か、総務課長さんが詳しいそうですので、やっぱりこういうのは町のコマーシャルとして使うべきであると思っておりますので、何か忘れないように覚えておいてほしいと、その一言であります。終わります。

○議長（長利 司君） 5番、塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 教育に関連してちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども、先般、中里中学校30周年記念式典の後に、子供たちがステージ発表しました。それが、ステージにある緞帳がもう開校以来なのでもうぼろぼろになっているということで、この間のステージ発表で子供たちは次の発表のための裏方が全部見えて大変だということになって苦労していました。どうぞこのことを学校当局では何かお願いしているということですので、どのようになっているか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（長利 司君） 藤田総務学務課長。

○総務学務課長（藤田康久君） 塚本議員お尋ねのその緞帳の関係でございますけれども、学校のほうからはまだそういうお願いは来ていない状況でございます。ただ、今お聞きになりましたので、現場のほうに出向いて確認しながら検討していきたいと、そのように思っております。よろしく申し上げます。

○議長（長利 司君） 5番、塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 何か教育委員のほうにはお願いしていると聞いたのですが、多目的ホールは2,000万以上かけて今修復するということですので、それと同時に何かそのことも考えていただければと、学校については何とか、今沖崎議員さんも言ったように教育には手厚い支援はしていただかなければなど、そういう優秀な子供たちを育てるためにはぜひそういう願いを聞いてあげたらと思っていますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 10番議員。

○10番（沖崎 勲君） 実は今の北朝鮮の船だと言われております。それに関して小泊の事業だんで川山議員にめやぐだけど町長は韓国語たげいげると私は信じております。したどごで、こう北朝鮮からくるだば、

議員団で濱館団長をもとに北朝鮮さ行ってみねばまいねんでねえがと、そういう来年の予算措置欲しいですけど、町長、どうだっきゃ。言葉同じなものな、北朝鮮は、と思うよ。町長、答弁。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） まあまあ韓国語、朝鮮語というのは同じ流れなのですが、文法的に朝鮮の言葉のほうが古い文法使っているということで発音等も若干違うわけですが、それは置いておいて、今船が我が町だけではなく日本海沿岸かなり幅広く座礁船という形で寄っているわけですが、国そのものがこの部分に対してどう対応するのかという国対国の問題であります。そういうことであるからこそ、漂着船の処理費につきましては国から県を通じてそれぞれの自治体にきちっと配分されているというふうなことでございます。我々一自治体が動いてどうこうという問題でもないし、国交そのものがない国なわけでございますので、なかなかその辺は慎重に考えなければいけないのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 6番議員。

○6番（荒関富雄君） 18ページの教育総務費なのですけれども、ここに委託料、教育情報セキュリティネットワークの委託料551万1,000円盛っているわけなのですけれども、先ほどの質問とも若干関連するのですが、これも一応予算ですので、これだけ盛ったということで、また入札率低くなれば当然下がるのですが、どういうあれで入札やったりとか、特に電子機器に関しては余り詳しくないので、もうちょっと丁寧にここの部分だけでも説明願えればと思うのですけども。

○議長（長利 司君） 藤田総務学務課長。

○総務学務課長（藤田康久君） 荒関議員お尋ねの13節委託料551万1,000円の関係でございます。議員もご存じのとおり、町内の学校教育においてはコンピューターを使用したICT教育の実施など、児童生徒が日常的に情報システムにアクセスする機会がふえていると思います。そして、現在学校ICT整備事業を行っております。このため、学校教育においてはよりセキュリティーの強靱化が求められていると、そう思っております。

このような中で、学校教育のパソコン教室用、そして教職員用のパ

ソコンのセキュリティーの強靱化、いわゆる強化をした上で、役場のネットワークの環境に組み込むためのシステム改修、これを今回考えているということでございます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） へば、これはセキュリティーのあれで、子供たちのパソコンにいろんな悪い情報が入ってこないようにブロックすることもあるでしょうし、そういうのに使うというのはわかるのですが、これは単年度だけの予算なのか、またずっと、セキュリティーですので、技術更新すればまた新しくやらなければならないのか。大体これで予算盛ったときは、先ほどですと200台ぐらいの台数なのですが、それ全てで1台当たりという割り算でいいのでしょうか。

○議長（長利 司君） 藤田課長。

○総務学務課長（藤田康久君） まずは今回は単年度と、今回で終わりということでございます。そして、台数というか、これは管内の小中学校6校全部と、そして先ほども言いました役場の庁内にある、総務課にあるサーバーの関係でございますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 先ほど台数の話は台数の話でリース料が下がったということ、これはハードの問題なのですが、この単体のパソコン、200台あるパソコンが外に出ていく線があるわけですね。その外に出ていく線が今までダイレクトに出てあったのを、役場の中を一旦経由して、それによってセキュリティーを強化するというシステム、ソフトのほうのシステムの話が今回、これを構築するやつが551万1,000円ということでございます。これをご理解をいただけましたでしょうか。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第64号

○議長(長利 司君) 日程第11、議案第64号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中町民課長。

○町民課長(山中哲哉君) おはようございます。議案第64号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,608万7,000円とし、診療施設勘定の補正予算は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,844万4,000円とするものであります。

補正する歳入歳出予算について、歳入歳出補正予算事項別明細書により事業勘定の歳出からご説明いたします。6ページ下段を御覧願います。3、歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費に職員人件費分として、2節給料から19節負担金補助及び交付金まで合計8万3,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページ上段を御覧ください。2、歳入、第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金に、歳出の関連で3節職員給与費等繰入金に8万3,000円を計上しております。

以上で事業勘定の説明を終わります。

続いて、診療施設勘定について歳出からご説明いたします。9ページを御覧願います。3、歳出、第1款総務費、第1項医療施設管理費、

第1目一般管理費において、職員人件分として2節給料から4節共済費まで合計6万3,000円を、7節賃金に一般事務臨時職員賃金を4万円減額し、12節役務費に麻酔免許申請等に伴う手数料として4万円、13節委託料に事務員派遣追加分として4万円をそれぞれ計上しております。

第2項歯科施設管理費、第1目一般管理費において職員人件費分として、3節職員手当等から4節共済費まで合計4万7,000円を追加し、7節賃金に歯科助手臨時職員賃金を4万円減額しております。

また、そのほか地方債と一般財源の補正を行っております。

次に、歳入についてご説明いたします。恐れ入りますが、8ページにお戻り願います。2、歳入、第1款診療収入、第1項医科外来収入で合計203万7,000円を、2項歯科外来収入においては185万3,000円を、それぞれ減額しております。

第6款町債、第1項町債、第1目診療施設整備事業債において、1節診療施設整備事業債にホルタ記録器40万円、臨床化学分析装置170万円、歯科診療台190万円、合計400万円を計上しております。

恐れ入りますが、4ページにお戻り願います。第2表、地方債では、医療機器設備整備事業として利率年4%以内、限度額400万円と定め、計上いたしております。

以上で議案第64号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げました。何とぞよろしく願います。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第65号

○議長（長利 司君） 日程第12、議案第65号 令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） 議案第65号 令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,175万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,932万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により主なものについてご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。3、歳出、8ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金に、地域介護福祉空間整備等事業補助金475万2,000円を計上いたしております。グループホームの非常用電源整備費に対する補助金でございます。

第2款保険給付費、第2項介護予防サービス等諸費、第1目介護予防サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金に、地域密着型介護予防サービス給付費303万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。5ページを御覧ください。第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、6ページを御覧ください、第5目地域介護福祉空間整備等施設整備交付金に475万2,000円を計上いたしております。

その他、歳出の関連において、国庫支出金及び支払基金交付金並びに県支出金等にそれぞれ所要額を計上いたしております。

以上、議案第65号 令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。何とぞよろしく願い申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

川山議員。

○8番（川山光則君） 質問といえば質問なんだけれども、6ページの地域介護福祉空間整備事業って、これ何のことだか、ちょっとだけ参考のために。

○議長（長利 司君） 木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） こちらの交付金なのですけれども、先ほど歳出でもご説明申し上げましたグループホームの非常用電源の整備の補助金、これに対する交付金でございます。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第66号

○議長（長利 司君） 日程第13、議案第66号 令和元年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中町民課長。

○町民課長（山中哲哉君） 議案第66号 令和元年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

令和元年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ345万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,720万円

とするものであります。

補正する歳入歳出予算の主なものを歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたします。4 ページ下段を御覧願います。3、歳出、第2款後期高齢者医療連合納付金、第1項後期高齢者医療連合納付金、第1目後期高齢者医療連合納付金、19節負担金、補助及び交付金に、後期高齢者医療保険料等負担金329万5,000円、後期高齢者医療保険料負担金過年度分に16万3,000円、合計で345万8,000円を計上しております。いずれも県広域連合より示された確定見込み額によるものです。

次に、歳入についてご説明いたします。上段を御覧願います。2、歳入、第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目後期高齢者医療保険料、1節現年度分に、特別徴収分で388万4,000円、普通徴収保険料でマイナス113万2,000円、合計で275万2,000円を計上しております。

第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金において、前年度繰越金の確定に伴い70万6,000円を計上しております。

以上で議案第66号 令和元年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。何とぞよろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第67号

○議長（長利 司君） 日程第14、議案第67号 令和元年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

阿部上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 明君） 議案第67号 令和元年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

収益的収入の既決予定額を277万8,000円追加し、総額3億6,265万1,000円にし、収益的支出の既決予定額を314万8,000円追加し、総額3億2,163万4,000円とするものです。

恐れ入りますが、2ページをお開き願います。補正予算実施計画説明書で説明いたします。最初に支出です。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第4目総係費に、1節及び2節、3節、5節、28節、それぞれに人事異動及び給与改定分職員人件費として合計314万8,000円を計上しております。

次に収入です。第1款水道事業収益、第1項営業外収益、第2目他会計補助金、第1節他会計補助金として、一般会計補助金277万8,000円を計上しております。

以上、令和元年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり決定しました。

◎日程第15 議案第68号

○議長（長利 司君） 日程第15、議案第68号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件についてを議題にします。

本案について町長に説明を求めます。

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 議案第68号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件についてご説明申し上げます。

現委員、佐々木守善氏の任期が令和2年3月31日をもって満了することに伴い、後任の委員として鳴海晃氏を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

今回の提案に当たって現委員の佐々木守善氏への延長の意向を確認しましたところ、同氏より任期満了をもって退任したい旨の申し出があったことから、武田地区を中心に人選を進めたところでございます。

鳴海氏は、中里地域富野在住で、武田郵便局長などを務められ、平成28年9月に退職されております。また、令和元年9月より保護司として活躍されており、人望も厚く、委員として適任であると存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、今議員。

○2番（今 博子君） 保護司との重複の任命に関しては何ら問題はないものなんでしょうか。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 問題ないものと承知しております。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は同意することに決定しました。

◎日程第16 議案第69号及び日程第17 議案第70号

○議長(長利 司君) 日程第16、議案第69号 字の区域の変更について、及び日程第17、議案第70号 字の区域の変更についてまでの2議案を、関連がありますので一括議題として説明、質疑を行い、討論、採決については1議案ごとに行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

本案について担当課長に説明を求めます。

成田総務課長。

○総務課長(成田勝輝君) 議案第69号及び議案第70号 字の区域の変更についてを一括してご説明申し上げます。

議案つづり38ページを御覧願います。本議案は、西北地域県民局で着工を予定しております神山沢2砂防整備事業を実施するに当たり、中泊町に位置している国有林内の用地を取得したことに伴い字の区域を変更する必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるため、提案するものでございます。

39ページを御覧願います。字の区域変更調書につきましては、3筆分の位置、面積を記載しております。国有林名は今泉山、林小班は346は4外2筆、合計面積2,744.91平米でございます。この区域を中泊町大字今泉字神山に編入するものでございます。

40ページには位置図を添付しておりますけれども、小さくて見えにくいのですが、図面にあります赤で囲んだ箇所が字の区域の変更部分でございます。

次に、議案第70号 字の区域の変更についてご説明申し上げます。

41ページを御覧願います。本議案は、西北地域県民局で着工を予定しております鮫貝沢2砂防整備事業を実施するに当たり、中泊町に位置している国有林内の用地を取得したことに伴い字の区域を変更する

必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるため、提案するものでございます。

42ページを御覧願います。字の区域変更調書につきましては3筆分の位置、面積を記載しております。国有林名は権現崎、林小班は635ぬ外2筆、合計面積5,018.28平米でございます。この区域を中泊町大字小泊字長坂に編入するものでございます。

43ページを御覧願います。位置図を添付してございます。これも小さくて見えにくいのですが、図面にあります赤で囲んだ箇所が字の区域の変更部分でございます。

以上、議案第69号及び議案第70号 字の区域の変更についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、秋元議員。

○4番（秋元 隆君） 字の変更ということで承知しましたけれども、これはちなみに所有者は農林省か、個人に払い下げしているのでしょうか、そこをちょっと教えてもらえればと思いますが。

○議長（長利 司君） 成田総務課長。

○総務課長（成田勝輝君） 神山沢2砂防整備事業の用地につきましては、農林水産省より国有林野の所管がえを受けたということで、農林水産省より県が所管がえ受けてという形、農林水産省より県が所管がえを受けてという形になりますけれども。農林水産省が国有林野を持っているわけですので、それを県が整備事業をすることによって所管がえを受けて県の所有で、今度それが中泊の地域になったので所管がえ……

（「個人ではないのですか」の声あり）

○総務課長（成田勝輝君） 個人ではないです。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第69号 字の区域の変更についての討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 字の区域の変更についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり決定しました。

◎日程の追加

○議長(長利 司君) お諮りします。

本日町長から議案第71号が提出され、お手元に配付しております。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決定しました。

◎町長追加提案理由の説明

○議長(長利 司君) 町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

○町長(濱館豊光君) 追加提案をいたします議案についてご説明申し上げます。

議案第71号は、西北五広域福祉事務組合の共同処理する事務の変

更及び西北五広域福祉事務組合同規約の変更についてであります。

令和2年4月1日から西北五広域福祉事務組合において児童発達支援センターの設置及び管理運営に関する事務並びに障害児通所支援事業のうち保育所等訪問支援に関する事務を処理するため、本組合で共同処理する事務の変更及び本組合同規約の変更について、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

慎重ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎追加日程第1 議案第71号

- 議長（長利 司君） 追加日程第1、議案第71号 西北五広域福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び西北五広域福祉事務組合同規約の変更についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元福祉課長。

- 福祉課長（木元 剛君） 議案第71号 西北五広域福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び西北五広域福祉事務組合同規約の変更についてご説明申し上げます。

追加提出議案書つづりの1ページを御覧ください。令和2年4月1日より西北五広域福祉事務組合において共同処理する事務の変更及び規約を変更するため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、提案するものでございます。

変更内容については、西北五広域福祉事務組合同規約新旧対照表によりご説明申し上げます。追加提案条例等新旧対照表の1ページを御覧ください。第3条中第4号に、ハ、保育所等訪問支援を加え、第2号から第7号までをそれぞれ第3号から第8号とし、第2号に児童発達支援センターの設置及び管理運営に関する事務を加えるものであります。

本変更は、西北五広域福祉事務組合の共同事務に、地域の小学校就学前の障害児が通所して支援を受けることができる児童発達障害支援センターを設置するとともに、障害児を預かる地域の小学校やこども園等の施設へ出向き、教員や職員等に支援、助言を行う保育所等訪問

支援を追加する内容となっております。

なお、この規約変更の施行日は令和2年4月1日からとなっております。

以上、議案第71号 西北五広域福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び西北五広域福祉事務組合同規約の変更についてご説明申し上げます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議第6号

○議長（長利 司君） 日程第18、発議第6号 中泊町議会事務局設置条例の一部改正についてを議題にします。

本案については、議場内で協議を願った件でありますので、説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については、説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 陳情第9号

○議長（長利 司君） 日程第19、陳情第9号 日米地位協定の抜本改正を求める陳情を議題にします。

お諮りします。陳情第9号を総務文教常任委員会へ閉会中の審査事項として付託の上審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第9号は総務文教常任委員会へ閉会中の審査事項として付託の上審査することに決定しました。

◎日程第20 次期議会の会期日程及び議会運営に関する
事項について

○議長（長利 司君） 日程第20、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項についてを議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項として議会運営委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし議会運営委員会に付託することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（長利 司君） 今定例会に上程されました全議案について長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これもちまして令和元年第4回中泊町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時38分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため
ここに署名する。

議長 長 長 利 司

署名議員 野 三 祐 一

署名議員 田 中 洋